

## 1 検証のプロセス

第3期委員会は、平成25年12月に発足した。

### (1) 委員の共通理解（第1回委員会～第3回委員会）

第1回委員会では、山崎冬花氏を委員長に選出した後、事務局から「志免町子どもの権利条例」及び「志免町子どもの権利条例施行規則」の説明を受け、委員会の職務を確認した。

第3期委員会の活動の進め方について、第1期・第2期の活動報告書をもとに意見を出しあった。

第2回～第3回委員会ではテーマ設定への準備として、志免町の子供達への権利に関する諸問題を出し合った。各委員から「まだ未就学児の状況が把握されていない」「親の子育て能力が低下している」「子どもの居場所、特に中高生の居場所が必要」「家庭内の親子・兄弟間の対話が少ない（コミュニケーション能力の危機）」などの意見が出された。その過程から第1・2期でやれなかった未就学児の問題、いじめの問題、親（家庭）の問題が残されていることが明らかになり、これらに焦点を当てるか否か更に検討を進めることにした。

### (2) 志免町における子どもの権利に関する現状の把握

#### ① 第4回委員会

事務局から志免町の「子育て支援事業（未就学児の政策）一覧」（子育て支援課分）（63ページの資料の10(1)に掲載）を提出してもらい、説明を受け、意見交換がなされた。委員からは、「多くの支援施策が為されているが、それらが多様な保育の実情にどのように対応できているかを知る必要がある」「こうした施策の網にかかってこない方、相談にも来ない方がいる」等の意見が出された。

子育て支援に関連して学童保育、不登校、児童虐待への対応策についても意見が出され、困難ではあるが子育ての諸実情・ケースの把握が必要と意識された。

委員から、未就学児の家庭の相談を受けている現場の方から実際どのような問題を抱えてこのような網のかからない状況になっているのかといった実態について話を聞きたいという要求があり、今後その機会を設けることにした。

なお次回は、子どもの権利救済委員と子どもの居場所「リリーフ」からの報告をしていただくことになった。

#### ② 第5回委員会

志免町子どもの権利救済委員の安原伸人氏・調 優子氏、子どもの居場所「リリーフ」の安部えりか氏からそれぞれの平成25年度の活動報告を受けた。

救済委員の活動については、志免町子どもの権利相談室「スキッズ」の存在を知っている町内の中学生の数が年々増加（平成25年度39.7%）していること、校区外の子供たちのために志免西小学校に出張相談室を開設したこと、救済活動では1件の「申し立て」

があり関係者（機関）に配慮を求める「意見書」を提出した等の報告があり、「子どもの権利を拾い上げて子どもの権利を守っていく」という救済活動の目的に近づいていると報告された。

「リリーフ」では平成 24・25 年度と利用者が減少傾向にあることが報告され、常勤スタッフの配置継続、「リリーフ」の広報活動の充実、子どものニーズに沿った利用時間の見直し、学習活動を取り入れた活動内容の実験的試みを 26 年度の課題として取り組むことが示された。

意見交換のなかで「リリーフ」については、「学校に行けない子のたまり場」のように偏った捉え方があることから認知・広報活動の重要性が、また「スキッツ」、「リリーフ」、そして学校との連携を進めていく必要性が確認された。

③ 第 6 回委員会（ヒアリング：未就学児年齢層の家庭について）

委員会のテーマ設定に関して「施策の網にかかってこない方、相談にも来ない方」が焦点化されてきたが、その内の未就学児年齢層の家庭について、保育園園長 2 名、要保護児童対策担当職員 2 名から話を聞いた。ヒアリングの内容は 6 ページの 2-(2)-A-①及び 36 ページの資料 4 に記載の通りである。

④ 第 7 回～第 8 回委員会

これまでの意見交流、出てきた話題を整理しながら第 3 期委員会のテーマ設定について検討を進めた。テーマに関してはこれまでやられていない「施策の網にかかってこない方、相談にも来ない方」、つまり未就学児、不登校、児童虐待の問題そして家庭での権利保障等「見えていない部分」に焦点を当てて考えるのか、あるいは第 2 期のように子どもの権利条例のどれかに焦点化することを考えるかが話題になった。

委員会では、これまで取り上げてなかった前者を対象としたいという意見が多数を占めた。その調査方法についてはアンケート調査やインタビューなどが挙げられたが、直接当事者への調査は困難なので既成のアンケート調査や関係機関・担当者からのヒアリングを通じて実態を知ることにした。

⑤ 第 9 回委員会（ヒアリング：学校のなかの支援を必要とする子どもについて）

委員会のテーマ設定に関して「施策の網にかかってこない方、相談にも来ない方」が焦点化されてきたが、その内の学校で支援を必要とする子どもについて、教育委員会から参事の方 1 名に来て頂いて話しを聞いた。ヒアリングの内容は 7 ページの 2-(2)-A-②及び 38 ページの資料 5 に記載のとおりである。

⑥ 第 10 回委員会

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」（平成 26 年 3 月 志免町）（以下「ニーズ調査」と略記）を通して見える志免町の未就学児および小学生の保護者、小中高の子どもたちの実態について藤田委員が報告した。報告の内容は 9 ページの 2-(2)-B 及び 47～59 ページの資料 7 を参照。

## ⑦ 第 11 回委員会

志免町子どもの権利救済委員代表の安部 計彦氏から平成 26 年度の活動報告、NPO 法人スペースde GUN<sup>2</sup> でぐんぐん 代表百田 英子氏から平成 26 年度の子どもの居場所「リリース」の活動報告を受けた。

救済委員の活動では、相談者は前年度より若干減少、申し立てによる救済活動は無かったと報告された。減少をどう考えるかについては「相談などは一概に多いのが良いとは言えないけれども、相談はある方が良いが申し立てはない方がいいと相談室では考えている」と答えられた。相談については、前年度に比して相談者は「子ども」から「親」へ、相談内容は「交友関係の悩み」から「子育ての悩み」へ、問題となっている関係は「子ども同士の関係」から「子どもと親・家族の関係」へとトップが入れ代わっている。また支援等を必要としている子どもに「就学前」が新たに登場している。子どもの相談者に再来訪者が多いことは、「スキッズ」が子どもにとって安心して遊べ、相談できる居場所になっていると思われる。

「リリース」活動では前年度に続いて利用者数が減少し、26 年度は最低記録になったことが報告された。その理由として「リリース」スタッフが中学校の「心の相談員」を外れたために、“居場所”「リリース」の存在が身近なものとして捉えられなかったこと、中学生向けのチラシが子どもたちにきちんと届いていないことの 2 点が挙げられた。次年度の課題としては、常勤スタッフを 1 名から 2 名に増やして配慮が必要な子どもに細やかな対応ができるようにすると共に、中学校に出向いて子どもと関わる「出張リリース」のような活動を行い「リリース」に対する認知と参加を促す方向が述べられた。前年度に課題として挙げられた「学習支援」は、中学校の土曜授業の影響から子どもたちにその必要性が余り感じられなかったが、個人的には（公にはしていないが）対応していると話された。

## ⑧ 第 12 回委員会

今期のテーマ設定と検証・調査方法について、前以て山崎委員長より渡されていたシートに各委員が記入したものをもとに意見を交流した。

テーマについてはこれまで議論されてきた「未就学児の問題」、「不登校問題」、子ども達が「安心して生きる権利」などが候補として出された。またこれらの問題の背景に貧困の問題が関わっているのではないかという意見も出された。全国的に子どもの貧困率が 16.3%、6 人に 1 人の子どもが貧困の状態にある（2012 年度段階）なかで、志免町の子ども達や家庭の貧困の状況やそれへの対策はどうなのか可能な範囲で調べることになった。

子ども達に対する人権教育の必要も提案された。それに関しては金子委員から、勤務されている志免東小学校で 4 年生に 11 月の人権週間に 2 時間の人権学習を実施することが報告された。子ども達自身が人権主体となるための知的理解と行動力を育てる授業の試みである。学習の報告は 15～17 ページの 2-(2)-C 及び 60 ページの資料 8 を参照。

## ⑨ 第 13 回委員会

前回話題になった貧困問題について、事務局から志免町の貧困状況及びその支援に関

する資料をもとに、志免町の状況について認識を深めた。66 ページの資料 10 の(2)を参照。次回は、更に貧困の具体的現実やその対応に当たられている担当者の方々の話を聞くことになった。

⑩ 第 14 回委員会（ヒアリング：接する子ども達が抱えている実態と課題、問題点）

志免町の子ども達が安心して発達・成長する権利の保障という視点に立って、子ども達の発達・成長を妨げている要因を探り、その克服のための施策を考えるために NPO 法人スペースde GUN<sup>2</sup>代表 1 名、スクール・ソーシャルワーカー（SSW）1 名、要保護児童対策事業を担当している子育て支援課職員 1 名の 3 名の方を呼んで話を聞いた。詳細は 8 ページの 2-(2)-A-③及び 40 ページの資料 6 に記載している。

⑪ 第 15 回委員会

今期の委員会の検証テーマを「子ども達が安心して生きる権利の保障」と設定することにした。その上で、今まで論議し実態を追究してきた内容を踏まえ、テーマに即した課題を提示するための視点を出しあった。それは以下の 4 点にまとめられた。

- A コミュニケーション能力の低下・貧弱さ～ 子どもは大人への信頼が薄い。  
コミュニケーション不足は子どもの問題でもあり、大人の問題でもある。
- B 学校の先生をサポートする専門家～ 先生の過重な負担を減らすだけでなく、学校と地域が連帯する子育て環境の形成を目指す。
- C 中学校卒業後のサポート ～ 仲間や大人そして社会との関係を築く人生の過程づくりとして大切である。
- D 子どもの居場所づくり～ 大人も共に集まる「子ども食堂」のような居場所は、他者との多様なコミュニケーションの場となる。

⑫ 第 16 回委員会

前回、本期のまとめとして取り組むべき問題・課題の 4 つの視点を立てたが、今回はその中の A「コミュニケーション能力の低下・貧弱さ」と D「子どもの居場所づくり」の 2 つについて話し合った。詳細は 17 ページから記載している。

⑬ 第 17 回委員会

第 16 回委員会に続いて、本期のまとめとして取り組むべき問題・課題の 4 つの視点の B「学校の先生をサポートする専門家」と C「中学校卒業後のサポート」について話し合った。詳細は 19 ページから記載している。

⑭ 第 18 回委員会

志免町子どもの権利救済委員の安原伸人氏、子どもの居場所「リリーフ」の百田英子氏からそれぞれの平成 27 年度の活動報告を受けた。

志免町子どもの権利相談室（スキッズ）に寄せられた平成 27 年度の相談数は延べ 60 件で前年度の 40 件を上回ったこと、申し立てによる救済活動は前年同様無かったことが

報告された。相談者では前年に続いて母の相談件数が最も多かったが小学校低学年の相談者も出てきたこと、相談活動では相談員の方々がきちんと聴き取る対応をされることによって相談がそこで解決することが多いことが指摘された。「スキッズ」が権利侵害の申し立て窓口というだけでなく、安心して相談し救済される場所ともなっていることが窺われた。

「リリーフ」ではリリーフ利用者が平成 27 年度は延べ 657 名で、過去最低だった前年度の 318 名の 2 倍を超えたことが報告された。平成 22 年度からの減少傾向にやっと歯止めがかかったことになる。これは小学校 6 年生向けの案内ポスターを小学校 4 校に出したこと、「リリーフ新聞」を隔月から毎月発行に増やして中学校にも貼ってもらったこと、週 1 回中学校に出向く「出張リリーフ」を中学校 2 校で始めたことなどが効果を挙げたと説明された。「出張リリーフ」の校内実施には坂瀬の「リリーフ」を上回る中学生の来室があり、そこで「リリーフ」の活動を知ったり坂瀬の「リリーフ」に来るようになった例が紹介された。「出張リリーフ」は学校内の子どもの居場所づくりとして、また子どもの権利活動について学校側や先生方の理解を得る上で成功と位置づけ、次年度も継続したいと述べられた。

#### ⑮ 第 19 回～第 22 回委員会

第 3 期志免町子どもの権利委員会のこれまでの活動を総括する報告書（案）について検討をおこなった。

## 2 調査・検証の結果

### (1) 第 3 期委員会の検証作業の目的と対象

本委員会では、第 1 期、第 2 期の活動を踏まえて志免町の子どもの権利保障に関する問題を出しあう中で、これまで取り上げられてない未就学児や中高生問題、不登校や虐待問題、家庭や親の子育て環境の問題など、なかなか表に出にくい「見えていない部分」に焦点を当てたいとする意見が多く出された。子どもの貧困問題や児童虐待の増加など全国的な子どもをめぐる問題状況のなかで、はたして志免町の子どもの権利はどうなのかという問題意識がそこにはある。

最終的に本委員会の検証作業のテーマは「子ども達が安心して生きる権利の保障」と設定した。これは「志免町子どもの権利条例」の第 7 条（安心して生きる権利）の保障を基本にして、内容的には第 11 条（家庭における権利の保障）、第 12 条（子ども施設における権利の保障）、第 13 条（地域における権利の保障）に関連して実態と課題を探ろうとするものである。

「子ども達が安心して生きる権利」は、どのような生活環境にある子どもにも保障されるべき権利である。その点からすると、表に出にくく見えていない部分にいる子ども達は、より一層この権利の保障を必要としているかも知れない。それ故私たちは「子ども達が安心して生きる権利の保障」に関する検証は是非為されねばならない課題と考えた。

検証方法については、未就学児、不登校や虐待問題、家庭の問題などいずれも直接当事者

へのアプローチが困難なことから、それぞれに関わっている実践者、担当者、関係者へのヒアリングを中心とした。子どもや親の実態については「子ども・子育て支援に関するニーズ調査 報告書」（平成 26 年 3 月）のアンケート結果より、関係する部分の把握に努めた。また私たちは子ども達の権利保障には、子ども達自身が権利主体に成長することの保障も含まれると考える。それに関して本委員会は小学校の年間計画として行われている人権学習の授業で、金子委員から平成 27 年度に実践された志免東小学校 4 年生の授業の報告を受けて参考にした。

## (2) 志免町の子ども達が安心して生きる権利保障の状況把握

### A ヒアリングによる現状把握

#### ① 未就学児年齢層の家庭について

未就学児年齢層及び要保護児童の現状について、保育園園長 2 名、要保護児童対策担当職員 2 名の方に話を伺った。詳細は 36 ページの資料 4 を参照。

#### イ 未就学児年齢層の現状

- \* 保育園園長からそれぞれの保育園のお仕事を踏まえて子どもの様子、保護者・家庭の様子について話を伺った。その概略を述べると以下の通りである。
- ・ 就労する親が増加しているし、その就労時間も長くなっているため朝 7 時から夜 7 時までの長時間保育利用が多くなっている。そのことから親に物理的・心理的余裕が見られず子どもとの触れ合いにも影響している。子どもも親の都合や時間に合わせた生活リズムのなかで、「子どもたちがホッとする時間はどこなんだろうな～」と子ども自身の時間や居場所が少なくなっているように思われる。
- ・ 地域に根ざした子育て（『保育所保育指針』）が要請されていてその大切さも分かるが親の就労や祖父母と離れた家族構成など地域の中の子育て環境が昔とは変わってきている。その中でお母さん方の子育てを地域に戻すことにはギャップがある。地域での生活リズム、もっと言えば就労事情から変えていかねばならないのか困難を感じる。
- ・ 保育士の仕事として親育ての役割が期待されるようになっている。子育て支援だけでなく家庭の生活習慣づくりまで保育園・保育士の仕事が増えている。  
「もっともっと保育士の人数に余裕があったらいいな」と思いつつ、保護者との関係をどうつくるのか、コミュニケーションをどう行うかなどお母さんが悩みを打ち明けてくれるよう努力を続けている。

#### ロ 要保護児童の現状

- \* 続いて、要保護児童対策を担当されている子育て支援課の 2 名から要保護の子どもの実態とその対応について話して頂いた。  
志免町の児童虐待、児童虐待相談件数が増加していることが報告され、子育て支援課からその経年の数が示された。平成 19 年は 21 件、平成 20 年は 6 件、平成 21 年は 44 件、平成 22 年は 38 件、平成 23 年は 34 件、平成 24 年は 27 件、平成 25 年は 32 件、平成 26 年は 38 件であった。

志免町児童虐待相談件数

平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
21	6	44	38
平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
34	27	32	38

虐待では低年齢層では身体的虐待、小中学校ではネグレクト（保護の怠慢・拒否）が多いことも示された。

- ・ 通報や学校から知らされた気になる子については、フォローのために「近所の方が心配されていますが・・・」と家庭を訪問し、様子を伺ったりお子さんに会わせてもらったりする。町の行事や子育てサークルを紹介したり、一時保育を提案したりなど、なるべく自分のことを紹介に来ましたという姿勢で対応している。
- ・ 要保護の子どもについては要保護児童地域対策協議会（子育て支援課、学校、教育委員会、福祉課、健康課、児童相談所職員から成る）で情報共有し対応を話し合っている。1回の訪問で解決しない重いケースの場合には子育て支援課が中心になって、学校、幼稚園、保育園などその子が所属している所とケース会議を何回も開いて、どう関わるか、どのように見守ったらいいか考える体制をとっている。
- ・ 虐待の要因はさまざまであるが共通している点は、親が「近所に友だちがいない」「実家も近くにない」という孤立の状態があることである。また「居住が見えない子ども」のような隠れた事例はもっとあるように思われ、支援課としてその実態把握に力を入れている。

## ② 学校のなかの支援を必要とする子どもについて

学校のなかの支援を必要とする子どもについて、志免町教育委員会（学校教育課）の参事の方1名にお話を伺った。詳細は38ページの資料5を参照。

- \* 先ず子どもの全体の印象・状況について大略次のような報告が為された。
  - ・ 虐待について：要保護児童対策地域協議会で対応を協議するが、支援が必要では？と思われる子どもで、親が理解をしていただけない子・家庭への支援に限界を感じている。
  - ・ いじめについて：アンケートを毎月1回、それとQ-Uアンケート（「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」）を5月と12月に実施している。これらのアンケートでいじめや学校のことについて子どもの思いを捉えようとしているが、成果をあげていると思う。
  - ・ 対応する委員会について：中学校では毎週1回いじめ問題の対策委員会を、小学校では最低月1回いじめ・不登校に関する委員会を開いている。これらの委員会には生徒指導主事や管理職の他に外部からNPO法人スペース de GUN<sup>2</sup>の方、スクール・ソーシャルワーカー(SSW)、時間が合えばスクールカウンセラー(SC)も入る。
- \* この後各委員の質問・意見に参事が応えられる形で進められた。その中で話された概略は以下の通りである。
  - ・ 現在（平成27年4月現在）小中学校会わせて全欠の子どもが10名いて、その内2

名は保護者とも接触できない状況。不登校者数については横ばいか若干の増加傾向であるが、小学校から中学校になると全国的比率同様に3倍になる。そのため小中学校間で授業交流や担任同士の情報交換など連携をとって対応に努めている。

- ・ 各中学校には不登校専門の対応をする先生が1名ずつ配置されている。不登校の子が再度不登校になる一番の理由は学力がつかないという問題なので、学校に学力補充の場を設けて不登校担当の先生、適応指導の指導員で対応している。
- ・ いじめや不登校対策の委員会では個人名を挙げた個別ケースを取り上げて、現状報告、対応について話し合う。担任が会いに行っても会えない子どもがいるが、そのような場合にはスクール・ソーシャルワーカー（SSW）に入ってもらって学校と家庭との橋渡しをしてもらっている。家庭への支援についてはどうしたらいいか解決法がなく、民生委員など地域の方々との連携が必要と感じている。
- ・ 中学校卒業後の子どもの状況について実態を把握するのが困難である。その担当部署もはっきりしていない状況がある。
- ・ 発達に心配のある子どもに対しては、年間70件以上の子どもに関する検査をしていて、志免は事前検査等をたくさんしている方だと思う。対応指導としては、中学校にも特別支援学級と通級のシステムをとっている。クラスでの支援では、すべての小中学校に合わせて24人の学級支援補助員がいて、すべてが常勤なので成果をあげている。
- ・ 住民票の無い子どもなど居住の見えない子どもについては、学校にだけ負担を押しつけるのではなく近所や地域の目を生かすような連携が必要。
- \* 金子委員から、勤務されている志免東小学校の不登校児童に対する取り組みが紹介された。それによると不登校傾向にある数名について年度初めに対応策を共通理解し、3日連続で欠席したら担任1人ではなく複数で家庭訪問する、その際必ずここまでの話しが伝えられたらOKのゴールを決めておくことが方針とされている。欠席者は毎朝8時半に把握し、無届け欠席は必ず電話をかけ、10時を期限に連絡がなかったら「訪問する」と留守電に入れたりして必ず保護者と接触するようにされている。このような取り組みで、保護者に、子どもを学校に行かせなきゃという意識を持ってもらうことを期待されている。

### ③ 接する子ども達が抱えている実態と課題、問題点

NPO 法人スペースde GUN<sup>2</sup>代表1名、スクール・ソーシャルワーカー(SSW)1名、要保護児童対策事業を担当している子育て支援課職員1名の3名の方に質問事項シートに基づいて話しを伺った。詳細は40ページの資料6を参照。

- \* ヒアリングは橋山委員の司会で、先ず質問事項シートの3つのテーマについて3人にお話をしてもらうことから始まった。3人の話された内容の概略は次の通りである。
- ・ 志免町の特徴の一つに他地域に較べてひとり親世帯、特に母子世帯が多い。ひとり親世帯では、全てではないが朝食を食べていないなど子育てに苦労している世帯がある。
- ・ 未就学児も学齢期の子どもの場合も、家庭と連絡がとれなかったり拒否されるとかで関わりが持てないことが一番困る。子どもの実態が分からないこともあって生活のサポートまで至らないケースがある。親が学校に不信感があって学校に相談できないような場合は、スクール・ソーシャルワーカー（SSW）が直接家庭訪問して相談を受けてその報告を

学校にしたりする。

- ・ 家庭との関係については、行政の仕事では担当者が代わることがあるので、せっかく築いた信頼関係が継続できないという問題がある。相談相手とは微妙な信頼感でつながることがある。そのような対人関係を維持できるサポート体制ができないかと思っている。
- ・ 親自身が恵まれない環境で育った場合、子どもに対する養育力が低く子どもの成育環境も似た環境になるという悪循環がみられるので、養育の部分、そして親の養育力を支援することが大切だと感じている。
- ・ 最近の子どもたちは大人への信頼感が薄く、頼れないんだという不信感があるので。また、学校で会った子が「リリース」に来ると顔が全く違うことから、子どもたちは疲れていると思う。それと将来に希望を持ってない子が多い気がしている。あまりいいモデルが周りにいなかったんだろうし、大人が疲れている姿を散々見てきているんだらうと思う。
- ・ 子どもの居場所として話題になっている「子ども食堂」については、今の流れは貧困や食の保障とを掲げる流れになっているので、子どものプライドを傷つけないか、またプライバシーに気を付けないといけない。
- ・ 学校の先生方が子どもに細かく目を注ぐアンテナを磨いてもらえるように、第三者、専門家のような人がいて先生方の多忙を緩和しサポートする体制があればいい。
- ・ 中学校卒業後の子どもたちに対する関わりは要保護児童対策地域協議会もスクール・ソーシャルワーカー（SSW）も薄く、高校退学者数も確認は取れていない。

## B 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査 報告書」（平成 26 年 3 月）から見える実態と課題

- \* 標記の報告書に基づいて、「子どもの権利」に関する実態と課題を以下の視点から把握しようと試みた。なお必要に応じて、前回の調査「次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成 21 年度）と比較も行っている。
  - ① 子どもの権利に基づく施策、その利用、意識についてその実態と課題
  - ② 本委員会が焦点を当てようとしている権利保障の網にかかりにくい「見えていない部分」への注目
- \* 「ニーズ調査 報告書」のグラフ・表は関係部分について 47 ページの資料 7 に掲載している。
- \* 以下、小学生・中学生・高校生世代を【子ども】、就学前児童の保護者・小学校児童の保護者を【保護者】として分けて記述する。なお保護者の回答者は就学前も小学校も「母親」が 90%を超えていて、回答は「母親」の立場からの意識として捉えることができる。

### 【子ども】

#### ① 「志免町子どもの権利条例」の認知

- \* ここでは「子どもの権利条例」の先導者である神奈川県川崎市のデータと比較して検討する。なお参考として「子ども・子育て支援に関するニーズ調査 報告書」（平成 26 年 3 月）（以下「ニーズ調査」と略す）から作成した表 1、「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書」（平成 27 年 3 月）から作成した表 2 を掲げる。

表 1 「志免町子どもの権利条例」の認知(%)

志 免 町			
	『知っている』	名前も知らない	名前は聞いたことがあるが 内容は知らない
小学生	12.2	59.6	27.3
中学生	18.8	34.9	45.8
高校生世代	15.5	43.4	40.6
就学前保護者	8.4	37.2	53.4
小学校保護者	17.6	25.8	55.8

\* 志免町の『知っている』は「内容を知っている」と「内容をある程度知っている」を合わせたもの。

表 2 川崎市子どもの権利条例を知っていますか(%)

川 崎 市			
	知っている	知らない	聞いたことがあるが内容 はよくわからない
小学生	16.4	46.9	36.3
中学生	9.6	59.8	30.7
高校生世代	7.4	61.1	30.9
大人全体	6.5	66.8	25.4

\* 川崎市の選択肢は「知っている」「聞いたことがあるが内容はよくわからない」「知らない」「無回答」である。

\* 出典：「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書」

平成 27 (2015) 年 3 月 (川崎市／川崎市子どもの権利委員会)

- ・ 『知っている』は就学前保護者が 8.4%、他も 10% 台と低い、川崎市に較べると小学生を除いて認知度は高いといえる。
- ・ 就学前保護者および小学生保護者では「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」50% を超えている。中学生、高校生世代も川崎市に較べてこのパーセントが高い。しかし志免の小学生は「名前も知らない」が 59.6% と約 6 割におよぶ。
- ・ 啓蒙活動を行う場合、これらの認知の仕方に違いがあることを踏まえた工夫が必要であろう。

② 志免町子どもの権利相談室 (スキッズ) の利用経験

- ・ 「利用したことがある」が小学生は 11.4% に対して、中学生 2.8%、高校生世代 3.7% と低い。しかし「名前は知っているが利用したことはない」が中学生で 64.9%、高校生世代で 55.3% と認知度は高いので、利用に結びつく可能性は高いと思われる。

③ 子どもの権利として大切なこと

\* 「ニーズ調査」から作成した次の表 3 を参照して欲しい。

表 3 子どもの権利として、特に何が大切だとおもいますか(数字は順位)

	つかれた心や体を休ませる時間、自分の自由になる時間をもつこと		自分の秘密が守られること		人とは違っていても「自分らしさ」が認められること	
小学生	3	61.3%	7	47.7%	5	52.7%
中学生	2	62.5%	6	56.3%	1	70.6%
高校生世代	2	62.6%	5	52.1%	1	65.3%
就学前保護者	10	34.4%	11	28.4%	1	69.1%
小学校保護者	10	28.6%	11	26.7%	1	65.0%

- ・ ここには大切と思う子どもの権利について、子どもと保護者の違いがはっきり現れている。子どもは「つかれた心や体を休ませる時間、自分の自由になる時間をもつこと」「自分の秘密が守られること」といった自分が得たいこと、守られたいことを上位に挙げているが保護者はそれらの順位は10位以下である。親の上位は「人とは違っていても『自分らしさ』が認められること」や「どんなことがあっても暴力や言葉で傷つけられないこと」などで、親の考える子どもの権利は社会的視点から成長を願うものとなっている。
- ・ 「つかれた心や体を休ませる時間、自分の自由になる時間を持つこと」が子どもの上位にあるのは、後に述べるが、子どもたちの「何もやる気がしない」や学校に行きたくない理由で最も多い「体のつかれや睡眠不足」という姿と結びついているように思われる。そのことから、子どもが思う子どもの権利に対して、大人側で“子どもに楽をさせるものだ”“子どもを甘やかすものだ”という見方につながるような配慮する必要がある。
- ・ 「人とは違っていても『自分らしさ』が認められること」では小学生だけが5位である。このことばの意味が小学生には抽象的だったのかも知れない。ちなみに小学生の1位は「家族となかよくいっしょに過ごす時間がもてること」(下線は筆者)2位が「障がいのある子どもが差別されなくて、みんなといっしょにくらせること」(同上)であった。

④ 日ごろ感じること

- ・ 日ごろどのような気持ちになることが多いかでは小・中・高校生世代いずれも、「何もやる気がしない」がトップである。また表4のように、小学生と中学生は1位2位3位が全く同じで、高校生世代は2位と3位が入れ代わっているが1位から3位までの選ばれた項目は同一であった。

表 4 日ごろ感じること

	小学生		中学生		高校生世代	
1位	何もやる気がしない	61.6%	何もやる気がしない	61.1%	何もやる気がしない	68.9%
2位	何となく不安である	59.9%	何となく不安である	51.2%	1人きりが一番楽だ	57.1%
3位	1人でいるのが一番楽だ	56.0%	1人きりが一番楽だ	48.1%	何となく不安である	55.2%

\* 各項目の%は「よくある」と「ときどきある」を合わせた『ある』の割合である。

- ・「何もやる気がしない」は前回から小学生が 5.2 ポイント、中学生 3.1 ポイント、高校生世代 2.9 ポイントとどの世代でも増えている。また小学生では「ひとりでいるのが一番らくだ」が 9.1 ポイントも増加している。どの世代でも無気力な状態が強く感じられるし、他者と交わることに疲れている様子がみられる。

#### ⑤ 現在抱えている悩みや心配ごと

- ・小学生の「とくに悩みや心配ごとはない」(31.5%)は2位だが、前回より 6.1 ポイント減っていて、小学生の悩みや心配ごとは増えている。前回より増えているのは1位の「勉強や成績のこと」(43.0%)が+7.0 ポイント、3位の「将来の進路のこと」(28.2%)が+4.8 ポイントである。
- ・中学校・高校生世代では「受験や成績のこと」(中学生で1位 77.2%、高校生世代で2位 52.5%)、「自分の将来のこと」(中学生で2位 56.6%、高校生世代で1位 55.7%)が高い。
- ・「いじめのこと」は小学生 2.7% (24人)、中学生 4.8% (54人)、高校生世代 0.9% (2人)でいずれも割合は前回調査より減少している。しかし現在、いじめで悩んでいる子どもが存在していることに注目すべきである。

#### ⑥ 不登校といじめ

- ・学校へ「行きたくない」と感じたことの有無は、小学生で「よくある」も「たまにある」も前回より増加し、両方を合わせた『ある』(65.5%)は 11.0 ポイント増加している。特に男子で「よくある」が前回より 11.3 ポイントも増加している。  
中学生、高校生世代では前回に比べると減少傾向にある。
- ・学校へ「行きたくない」と感じる理由は、「体のつかれや睡眠不足」が小学生、中学生、高校生世代の全てで5割を超えて1位である。これは「子どもの権利」として「つかれた心や体を休ませる時間、自分の自由になる時間をもつこと」を子どもが上位に挙げたことと関係していると思われる。
- ・「学校に行きたくない」と感じたことがある人で、理由として「いじめや校内暴力」を挙げたのは小学生 4.5% (26人)、中学生 4.1% (36人)、高校生世代 2.3% (4人)である。この人数は「5. 現在抱えている悩みや心配ごと」で「いじめのこと」と答えた人数とほぼ対応している。

#### ⑦ 仲間はずれやいじめられた時に思ったこと

- ・最近、仲間はずれやいじめられたりした経験が「ある」は小学生 13.3%で前回より 1.2 ポイント増、中学生 6.9%でほぼ半減、高校生世代 2.3%で 1.2 ポイント減っている。
- ・「そのときどう思ったか」という質問で、小学生で「親に話そうと思った」(3位、14.4%)が前回より 9.1 ポイント減少、特に男子が 10.6 ポイント減っている。また「先生に言って助けてもらおうと思った」でも、男子が前回の 14.3%から 0%になっていることから、特に男子で大人に助けを求める気持ちが低くなっている。  
また「死にたいと思った」ことは小学生男子が 9.8% (5人)、女子が 16.4% (11人)いる。高校生世代では該当者はゼロだが、中学生では 23.4% (18人)、いじめられた人の約4分の1が思ったことがあると答えている。

- ・ 以上のように深刻な問題に陥りかねない子どもたちがいることを踏まえると、不安や悩みを抱える子どもたちが安心して相談できる大人や態勢とはどのようなものなのかを先ず考える必要があるだろう。

## 【保護者】

### ① ひとり親世帯

- ・ 就学前児童の保護者（以下、就学前保護者と略す）で「ひとり親」は3.6%、「ひとり親三世代」は2.1%、両者を合わせた『ひとり親』が5.7%である。これを小学校児童の保護者（以下、小学校保護者と略す）で見ると、「ひとり親」8.2%、「ひとり親三世代」4.7%、合わせて『ひとり親』12.9%で、いずれも小学校保護者の方が高い割合を示している。

なお志免町のひとり親の割合を、国勢調査（2010（平成22）年）でみると表5の通りである。志免町は、「母子世帯」（母親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯）の割合が2.5%と全国、福岡県、福岡市、近隣の町に較べて高いことが注目される。

表5 ひとり親世帯等の比較(2010年国勢調査より)

	母子世帯	父子世帯	ひとり親世帯	ひとり親三世代世帯
志免町	2.5%	0.2%	2.7%	1.0%
篠栗町	2.2%	0.2%	2.4%	1.1%
粕屋町	1.8%	0.3%	2.2%	0.8%
須恵町	2.2%	0.2%	2.4%	1.6%
宇美町	2.1%	0.3%	2.4%	1.6%
久山町	1.0%	0.2%	1.2%	1.2%
福岡市	1.5%	0.1%	1.6%	0.5%
福岡県	1.9%	0.2%	2.0%	0.9%
全国	1.5%	0.2%	1.6%	0.8%

- \* 「母子(父子)世帯」は、女(男)親と、その20歳未満の子どものみからなる世帯  
「ひとり親世帯」は、「母子世帯」と「父子世帯」を合計した世帯  
「ひとり親三世代世帯」は、「ひとり親世帯」に祖父母等が同居している世帯
- \* 百分率(%)は少数第2位で四捨五入している。

### ② 母親の就労

- ・ 母親の就労は就学前児童の母親・小学校児童の母親とも前回より増加している。  
就学前児童の母親では『就労している』（「フルタイム」と「フルタイム以外」の合計）が53.9%で前回より11.3ポイント増えている。なかでも「ひとり親」（82.9%）「ひとり親三世代」（82.1%）では『就労している』は共に8割を超えている。  
小学校児童の母親は『就労している』が全体で72.9%で、前回より6.9ポイント増加。  
「ひとり親」は88.6%、「ひとり親三世代」では94.8%と『就労している』がいずれも就学前児童の母親より高い。

③ 平日に定期的に利用している保育園・幼稚園等の満足度（就学前保護者）

- ・ 多くの項目が「大変満足」「ほぼ満足」を合計した『満足』が8割を超えて高いが、その中で「保護者への情報伝達」（78.6%）が唯一80%を下回っている。  
また0歳児の母親の満足度が「施設・環境（園舎・園庭・玩具など）」と「保護者への情報伝達」で両方とも73.9%と他の年齢に較べて低い。
- ・ 「平日の定期的な教育・保育事業の利用意向」では、0歳児の利用意向が「認可保育園」を最高として「幼稚園」「認定子ども園」「幼稚園の預かり保育」「子育てサポートセンターしめ」「小規模な保育施設」などに分散して高い割合を示している。
- ・ 0歳児の養育について家庭の事情による多様なニーズがあり、養育に関する情報要求と施設利用の多様性が現れているように思われる。

④ 不定期の教育・保育事業の利用動向（就学前保護者）

- ・ 「利用していない」（82.4%）が圧倒的に多いが、特に0歳児では92.9%が利用していない。
- ・ 利用していない理由で「特に利用する必要がない」（78.9%）が多いが、家族構成でみると「ひとり親」の「特に利用する必要がない」は60.5%と最も低く、他の世帯に較べて「ひとり親」の利用したいニーズは高い。また「ひとり親」では「利用料がかかる・高い」と共に「事業の利用方法（手続き等）がわからない」「自分が事業の対象者になるのかどうかわからない」「利用料がわからない」など〈・・・がわからない〉が他の世帯に較べて高い割合を示している。

同様に子育てに「かなり不安や負担を感じる」と答えた人も「利用料がかかる・高い」と共に「事業の利用方法（手続き等）がわからない」「利用料がわからない」「自分が事業の対象者になるのかどうかわからない」が高い。

これらのことから「ひとり親」の人が子育てに不安や負担を感じている様子、教育・保育事業を利用したいもののその方法がよく分からない様子が窺われる。

⑤ 子育てに関する悩みや気になること

- ・ 就学前保護者で「子どもを叱りすぎているような気がする」（30.9%）が前回3位から1位に上がっている。また「子どもの教育に関すること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」「子どもの接し方に自身が持てないこと」等が前回に比べて割合が高くなっている。親の心配が食事や病気といった養護問題に加えて、子どもとの触れ合いや接し方など関係的在り方にも広がってきていると思われる。

「子どもとの時間を十分にとれないこと」と答えたのは「ひとり親」が48.0%で、他の世帯より圧倒的に多い。また「地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからないこと」では0歳児の親が11.5%と他に較べて高い。

- ・ 小学校保護者では「友だちづきあい（いじめなどを含む）に関すること」が1位で31.3%、「子どもの進学・受験について」（27.1%）が2位、「子どもを叱りすぎているような気がする」（26.3%）は3位。学年で見ると1～3年生では「友だちづきあい（いじめなどを含む）に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」、4～6年生では「子どもの進学・受験について」の割合が高く、年齢層による違いが見られる。

⑥ 子育て環境や支援への満足度

- ・ 就学前保護者で、「ひとり親」「ひとり親三世代」の満足度が他の家族構成と較べると低い。満足度 [1] ～ [5] の 5 段階で [1] と [2] を合わせた『低い』が「ひとり親」44.0%、「ひとり親三世代」44.8%である。
- ・ 小学校保護者でも「ひとり親」は『低い』が 42.1%で、『高い』([4] と [5]) の 7.2%を大きく上回る。

⑦ 学童保育所の利用（小学校保護者）

- ・ 平日の利用（小1～3）は 74.4%が「利用していない」。学童保育所の満足度は全ての項目で 50%を超えているが、前回に較べて無回答が大幅に増えているのが注目される。
- ・ 平日の利用時間帯と利用希望時間帯を比較すると以下の通りである。  
ここには現在の利用時間帯と利用したい時間帯で少しギャップがみられる。

（現在の利用時間帯）		（利用希望時間帯）	
～17：00	64.9%	16：01～17：00	29.5%
17：01～18：00	26.3%	17：01～18：00	52.9%
18：01～19：00	8.8%	18：01～19：00	12.8%
		19：01～	2.2%

- ・ 2015 年度から学童保育の受入れ対象が原則として「6 年生まで」に拡大されたことを踏まえると今後 6 年生までとするのか、また預かる時間帯を延長するのか、検討が必要かも知れない。

⑧ 子どもの平日の放課後の過ごし方（小学校保護者）

- ・ 子どもの平日の放課後の過ごし方について「18～20 時」の時間帯では「保護者や祖母などの家族・親族（大人）と過ごす」が 75.6%にのぼる。しかし「家で兄弟等子どもだけで過ごす」が 21 家庭、「家でひとりで過ごす」が 4 家庭ある。さらに「20 時以降」の時間帯でも「家で兄弟等子どもだけで過ごす」が 5 家庭、「家でひとりで過ごす」が 1 家庭ある。

これらは調査対象が小学校の保護者数 1011 人の調査である。志免町の 18 歳未満の子どものいる家庭は 2010 年の国勢調査では 4972 世帯であるから、志免町全体で夜に子どもだけで過ごしている家庭の数はもっと多い筈である。平日の夜に子どもたちだけで過ごしている家庭の実態があることを見逃してはならない。

C 志免東小学校 4 年生の人権学習から見えた成果と課題（詳細は 60 ページの資料 8 に記載）

「志免町子どもの権利条例を通じて学ぶ“自分の権利・お友達の権利”」授業実践  
志免東小学校では 4 年生を対象に、人権学習の授業をされており、志免町の「子どもの権利条例」や子どもたちひとりひとりに権利があることを学んだという報告とともに、それにとまなう成果と課題を志免東小学校校長金子委員より報告を受けた。

1. 主題名 「知っていますか?自分の権利・お友達の権利」
2. ねらい 「志免町子どもの権利条例」を知り、自他の持つ権利を大切にする。
3. 学習展開と子どもの反応

#### 【条例の説明】

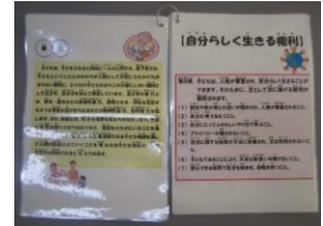
- ・ 条例の中でも特に子どもに関わる条例である7・8・9条を取り上げ、それぞれの項目をペアで読み合う活動を行った。子どもたちは友達と一緒に真剣に読んでいた。
- ・ 条例の内容を理解することができるように、言葉の意味が分からないものについては子どもたちから質問を受け、解説をしていただいた。また、難しい内容については、具体的な例についての説明を聞いた。



《条例を読む子ども》



《条例の説明の様子》



《条例を読む活動に使用した条例カード》

#### 【権利カードの紹介】

- ・ 権利カードは、「誰にでも権利条例をより分かりやすく知ってもらうために作られた」ということを知った。子どもたちは、「みんなに権利について理解してほしい」という願いのもとにカードが作られたことを知って、権利の大切さを感じていた。
- ・ 人権カードの中から、自分が好きな言葉のカードを1枚選ぶ活動を通して、子どもたちは、「自分の権利」「友達の権利」を大切にしていきたいという思いを高めることができた。



《権利カードを選ぶ子ども》

#### 【権利カードと条例の照らし合わせ】

- ・ 前時に一人一枚選んだ権利カードの言葉が、権利条例の条文・項目のどれと関係があるかを確認する活動を行った。子どもたちたちは、権利条例の内容をより深く理解することができた。

#### 【権利侵害時の対応】

- ・ 役割演技を通して、どんなことが権利侵害にあたるのかを知った。子どもたちは真剣な表情で役割演技を見て、友達がいやな気持ちになっていることを感じ取ることができた。その後に、子どもたちがBさんの役になり、どんな言葉をAさんにかけてよかったのかを話し合う活動を行った。何がいやなのかを相手に的確に伝える言葉を考えることができた。

#### 【学習の振り返りとまとめ】

- ・ 「誰もが権利をもっていること」「自他の権利を大切にすることは、友達を思いやる気持ちにつながる」という話の聞き、本時のまとめをした。

- ・ 最初は「権利ってなんだろう」と思っていました。今回の学習のおかげで知ることができました。これからも、自分や友達の権利を大切にしていきたいです。
- ・ 自分や友達を大切にしたいとあらためて思いました。今でもとっても仲のよいクラスですが、この2時間の授業を終えて、もっともっと仲の良いクラスにしていきたいなと思いました。
- ◆ 『子どもの権利条例の内容を考えて生活をしている』というアンケートに対して、当てはまると回答した子どもの割合の変化は、事前8%→直後100%→5ヶ月後82%となり、定着が見られる。